

令和4年1月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年1月25日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎8階議会第2会議室
- 3 開会時刻 9時32分
- 4 閉会時刻 12時15分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 桐谷 次郎 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員

- 6 出席職員

教育局長	田代 文彦
県立高校改革担当局長	杉山 正行
教育監	岡野 親
副局長	落合 嘉朗
総務室長	篠田 寛
行政部長	大場 勇人
インクルーシブ教育推進担当部長	田所 健司
指導部長	濱田 啓太郎
支援部長	宮村 進一
生涯学習部長	高梨 信行
企画調整担当課長	市川 秀樹
管理担当課長	星 孝樹
県立高校改革担当課長	千葉 剛
財務課長	藤野 智弘
教職員企画課長	田村 暢
参事兼教職員人事課長	羽鹿 直樹
厚生課長	信太 雄一郎
参事兼高校教育課長	増田 年克
保健体育課長	富澤 桂子
子ども教育支援課長	古島 そのえ
特別支援教育課長	萩庭 圭子
生涯学習課長	河田 貴子

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 1 月定例会 会議日程

日時 令和 4 年 1 月 25 日 (火)
9 時 30 分から

場所 神奈川県庁新庁舎 8 階
議会第 2 会議室

1 議事

日程第 1

- | | |
|------------|--|
| 定教第 47 号議案 | 教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則 |
| 定教第 48 号議案 | 令和 4 年第 1 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 49 号議案 | 令和 4 年第 1 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 50 号議案 | 令和 4 年第 1 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |

日程第 2

- | | |
|---------|---|
| 報第 11 号 | 令和 4 年第 1 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 報第 12 号 | 令和 3 年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県立学校の児童・生徒表彰）について |
| 報第 13 号 | 令和 4 年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱の一部改定について |

日程第 3

- | | |
|---------|-------------------------|
| 請願第 5 号 | 「教科書採択の日程等について（請願）」について |
|---------|-------------------------|

2 協議・報告事項

- | | |
|------|---|
| 報告 1 | 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について |
| 報告 2 | 「県立高校改革実施計画」の見直しと新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう社会の変化に対応した高校教育を求める要請書」について |
| 報告 3 | 「令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」の神奈川県の結果について |
| 報告 4 | 「県教育委員会の会議についてインターネット中継と録画の閲覧を要望します」について |

教育委員会 1 月定例会 会議録

- 教育長 ただいまから教育委員会 1 月定例会を開会いたします。
 本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 3 項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
 また、本日は河野委員が「神奈川県教育委員会会議規則」第 2 条の 2 第 1 項に基づくオンライン出席をしていただいております。
 では、会議録署名委員に佐藤委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。
- 佐藤委員 (了解)
- 教育長 審議の中で、何かシステム上の不都合等があれば、途中でもご発言をいただければと思いますので、河野委員、よろしく願いいたします。
- 河野委員 かしこまりました。
- 教育長 本日の議題といたしましては、日程第 1 として「教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則」ほか 3 件の付議案件がございます。
 また、日程第 2 として「令和 4 年第 1 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について」ほか 2 件の報告案件がございます。
 さらに、日程第 3 として「教科書採択の日程等について（請願）」についての請願がございます。
 その他に、協議・報告事項として「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」ほか 3 件の報告がございます。
 お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の定教第 48 号議案から定教第 50 号議案までの各議案及び日程第 2 の報第 11 号は、知事に意見を申し出る案件であります。よって、地教行法第 14 条第 7 項ただし書及び会議規則第 35 条第 1 項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
 また、日程第 1 の定教第 48 号議案及び定教第 49 号議案は関連する案件でありますので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
 なお、本定例会は河野委員がオンライン出席しますが、会議規則第 2 条の 2 第 1 項

に基づき、映像を送受信できなくなった場合、音声の送受信に変える場合がありますので、あらかじめ委員の皆様方にはご承知おきをお願いいたします。

それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思います。

それでははじめに、進行の関係から日程第3の請願第5号に入ります。

請願第5号

「教科書採択の日程等について（請願）」について

説明者 古島子ども教育支援課長

教育長 請願第5号「「教科書採択の日程等について（請願）」について」です。教育委員の皆様方には、既に本請願や請願時の事情の陳述があった際に配られた資料に目を通していただき、内容もご理解いただいているかと思いますが、確認のため、古島子ども教育支援課長から、請願の要点について説明をお願いいたします。

子ども教育支援課長 青のインデックス、請願第5号をお開きください。1枚おめくりいただきまして、請願の写しをご覧ください。請願者は「教育を良くする神奈川県民の会」代表新井 三男氏です。本請願については、12月21日の教育委員会12月定例会に付議され、継続審議となっているものです。

具体的な項目としては、3点あります。まず1点目は「教科書の調査研究をより充実させるため、教科書採択結果報告期限と需要数報告期限を9月1日以降の適切な時期に設定して、十分な調査研究期間が確保できるようにして戴きたい。」です。2点目は「神奈川県教育委員会が教科書採択方針を決定する時期を4月上～中旬まで早めて、市町村教育委員会が参考にできるようにして戴きたい。」です。3点目は「市町村教育委員会に対しても神奈川県教育委員会の採択方針を参考にしうえて教科書採択の期間を十分確保し、教科書の調査研究をより充実させるように指導・助言・援助して戴きたい。」です。請願第5号の説明は以上です。

教育長 それでは、ただいまの説明も踏まえた上で、請願第5号の審議を行いたいと思います。請願の趣旨は、今説明があったとおり、市町村教育委員会による教科書の調査研究をより充実させるため、教科書の需要数報告期限や県教育委員会の教科書採択方針の決定時期の変更等を求めるものです。円滑な審議を行っていくために、便宜上、項目ごとにご意見をいただき、質疑をし、その後、採決したいと思っています。

それではまず、項目(1)についての審議です。この項目について、何かご意見、ご質問等はございますか。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 改めてなのですが、教科書採択と需要数報告のスケジュールについて、事務局から説明していただけますか。

子ども教育支援課長 令和2年度のスケジュールでご説明します。まず、教科書採択については、

各市町村教育委員会での採択期限は、法律により8月31日と定められておりますので、市町村から県への採択結果の報告期限は、9月14日と設定しました。一方、需要数報告についてですが、法令では、県から文部科学省への需要数の報告期限が9月16日と定められているところ、市町村から県への需要数報告期限を8月14日と設定いたしました。なお、各市町村教育委員会での教科書採択結果については、県から国への報告は必要ないこととされています。

佐藤委員　　そうすると、需要数報告に関しては、市町村から県への報告期限が8月14日、神奈川県から国への報告期限が9月16日ということですので、1か月程度期間がありますが、それは十分な期間でもあるように思うのですが、1か月程度やはり必要なのでしょうか。

子ども教育支援課長　　需要数報告は、市町村立小中学校のほか、県立学校や私立、それから国立の学校も含めて、県内約1,600もの学校から提出されます。その後、需要数報告関係の書類の確認、それから集計作業を行っていますが、国が作成した現行のシステムでは、これらを取りまとめるのにおよそ1か月要しています。実態を申し上げますと、各市町村から正確な需要数が報告されているか、時間をかけて確認作業を行っております。誤りがあった市町村には、修正の上、再提出をしていただきます。こうしたやり取りもありまして、1か月程度の期間を要しているというのが実情です。

教育長　　他にいかがでしょうか。笠原委員、お願いします。

笠原委員　　関連してお伺いしますが、本県では、今、市町村から県への需要数報告の期限が8月14日ということなのですけれども、他の都道府県についていつごろなのか、事務局の方で分かるようでしたら教えていただきたいのですが。

子ども教育支援課長　　文部科学省が実施した令和2年度の教科書採択状況調査によると、約75%の都道府県が、8月31日以前の日を都道府県への需要数報告期限としています。なお、残りの約25%については、9月1日以降の日を需要数報告期限としています。

笠原委員　　今の説明だと、9月1日以降の日を市町村からの需要数報告期限としているのは25%。そうすると、都道府県から国への報告期限が9月16日ですから、その間約2週間ほどしかないということになるわけですが、先ほどのお話で、本県ではこの市町村から提出される需要数報告の内容とか確認作業、それから集計作業に1か月程度かかっているということだったので、今お話しいただいたこの25%の都道府県というのは、どうして9月1日以降の日に期限が設定できているのか、いかがでしょうか。

子ども教育支援課長　　9月1日以降の日に期限を設定している都道府県ですが、例えば、石川県は9月7日、また鳥取県は9月3日としておりまして、横浜市など学校数が多い政令市がある本県とは、学校数や児童・生徒数などに大きな違いがありますので、そうしたことも一つの要因かと考えております。

笠原委員　　今の説明ですと、学校数、児童数などの違いがあるということなのですが、それでは、本県と同程度の都道府県の場合では、市町村からの需要数報告期限をいつごろに設定しているのでしょうか。

子ども教育支援課長　　例えば、大阪府では8月14日、千葉県では8月21日、また東京都では7月10日に設定しています。

笠原委員　　そうすると、大阪府が8月14日、千葉県が8月21日、東京都は7月10日なのですが、学校数だとか児童数が多いところは、本県と同じような日程で市町村からの需要数報告期限が設定されていると。先ほどの需要数報告期限が9月16日という説明でしたから、本県と同じように、そこに間に合わせるために市町村からの報告期限を設定しているとも考えられるかと思うのですが、そうすると、国への報告期限がもう少し先であればよいのではないかという気がするのですけれども、事務局としてはその辺りについてどのようにお考えでしょうか。

子ども教育支援課長　　本県としましても、国への需要数報告期限を9月16日から後ろ倒しするように要望してきております。過去には、国への需要数報告期限がそれまでは8月31日であったところを、9月16日に後ろ倒しとなった経緯があることから、引き続き、国の方に要望してまいります。

教育長　　私から確認したいのですが、先ほどの子ども教育支援課長の説明の中で「現行のシステムでは」という発言がありましたが、需要数報告に当たり、現在使用されている現行のシステム、国が作成したということでしたが、どのようなものなのか確認させてください。

子ども教育支援課長　　このシステムは「教科書事務執行管理システム」という名称で、教科書の需要数及び受領冊数集計の業務専用のもになっています。使用者ごとに、学校用それから設置者用、都道府県用の3区分に分かれておりまして、設置者が各学校のデータを集計する際、また県が各市町村、設置者になりますが、そのデータを集計する際のいずれの場合でも、順次一つのシステムのファイル上でデータを取り込まなければならないと。複数の者が同時に作業できない、そういった仕様になっています。このシステムは国が定めておりまして、全国一律のものとなっています。

教育長　　そうすると、都道府県立、市町村立だけではなくて、私立も国立もすべて一つのシステムファイルの中で処理されているということなのですか。

子ども教育支援課長　　そのとおりです。

教育長　　分かりました。
他に皆様方、ご質問等はいかがでしょうか。特にここまではよろしいですか。
今の質疑の中で考えますと、今、教科書採択期限、8月31日以降に需要数報告を設定した場合、9月16日とされている文部科学省への期限までに2週間程度と。現在の

システムの中で、遺漏なく確認及び集計作業、より正確にということだと思いますが、それでやっていくのは実務上極めて難しいということが一つあるのかなと思います。他の都道府県についても、規模的に本県と同様のところが同じ状況。そうしますと、システムの話も含めて、国への報告が9月16日として設定されている現状、ここに1点課題があるのではないかなど、私としてはそういうふうに思っています。これまでも国へも申入れ等もしてまいりましたが、引き続きというのが事務局の考えでございます。そういうふうに今の質疑は整理できるのかなと思います。

それでは続きまして、ご質問が項目(1)にないようでしたら、次の項目(2)で、県教育委員会の教科書採択方針を決定する時期について、ご質問等があればお願いしたいと思います。下城委員お願いします。

下城委員 本県の採択方針の決定に関わるスケジュールを、改めて説明いただけますか。

子ども教育支援課長 令和2年度のスケジュールでご説明します。まず、教科用図書選定審議会を4月9日に開催して、令和2年度の教科書採択方針案について諮問しました。そして、4月13日に審議会会長からの答申を受けて、4月28日の教育委員会4月定例会に付議し、教科書採択方針について審議、決定をいただきました。

下城委員 先ほど項目(1)で、期間を十分に確保するためには、後ろに持っていけないかということも議論したのですが、改めて項目(2)では、その前に期間を十分確保するために、教科書採択方針の決定日を早くするために、教科用図書選定審議会の開催時期を、例えば3月中旬や4月当初から始めるということは可能なのでしょうか。

子ども教育支援課長 法令により、選定審議会の設置時期は、その年度の4月1日以降と定められています。また、審議会の委員には、学校長や教員も含まれておりますので、人事異動等を勘案して、さらにまた入学式などの学校行事の日程などを踏まえると、早くても4月9日ごろに開催せざるを得ない状況です。

下城委員 法令で4月1日以降と決められている上に、学校の人事異動等の事情があつて、早くも4月9日。最初に伺ったスケジュールの中で、詰められる部分は何か考えられないか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

子ども教育支援課長 教科書採択方針の決定は、教育委員会の付議事項とされていますので、教科用図書選定審議会からの答申後、他の審議項目との関係もあるかとは思いますが、速やかに教育委員会会議を開催し、ご審議の上決定していただくということが考えられます。

下城委員 分かりました。

教育長 私から確認させてください。教育委員会の日程について、基本的な考え方、どういう考え方で設定しているのか。これは総務室。

総務室長 今、現状の教育委員会ですと、だいたい月2回、定例会が第2週、第4週ぐらいが臨時会というのをベースに開いているという状況です。

教育長 分かりました。基本的には、他の審議項目や教育委員会として付議、決定しなければならない事項、そういったもの等の時期の問題、その辺を勘案して、定例会若しくは臨時会という形で開催しているということかと思います。決定日を早くしていくということでは、教育委員会の開催日の前倒しということが、一つ県教育委員会として考えられることですが、他の議案の審議日程等々も考慮して決めているという中で、開催日の調整が可能なかどうか、4月という学校が始まる時期で、様々な案件を審議、決定してきておりますが、その辺との調整、その辺の対応を引き続き検討していく必要があるのだろうなというふうに整理することができるかと思います。この項目(2)について、他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、項目(3)になります。市町村教育委員会についての教科書の調査研究をより充実させるように、指導、助言、援助をということですが、何かご質問、ご意見等があればお願いいたします。

河野委員 項目(3)についてよろしいでしょうか。

教育長 河野委員、お願いいたします。

河野委員 こちらなのですが、教科書採択事務の進め方ですとか、教科書の調査研究のあり方に関する市町村教育委員会への指導、助言、援助というのは、今までもやってきていることだと思うのですが、具体的にどのようなことをやってきているのか教えていただけないでしょうか。

子ども教育支援課長 具体的には、まず文部科学省通知の送付、それから県教育委員会の採択方針の通知、教科用図書調査結果の通知、その他の市町村から寄せられる質問等への回答など、法令や通知にのっとり、教科書採択が適正に行われるよう指導、助言、援助を行ってきています。今後も、指導、助言、援助を行っていきます。

河野委員 確認なのですが、質問があった場合のやりとりの中で、指導、助言、援助が行われていると思ってよろしいでしょうか。

子ども教育支援課長 資料等の送付を合わせて、そういった指導、助言、援助ということで行っております。

教育長 一つ確認したいのですが、採択方針の決定のずれについてはどういうふうに考えますか。

子ども教育支援課長 各市町村は県教育委員会の採択方針にのっとり、これまで毎年度行っておりまして、基本的にはのっとり行われているというふうに認識しています。

教育長 分かりました。この点について、他の委員の皆様、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。基本的には、県教育委員会と市町村教育委員会の中で、様々な形で教科書採択、公正でかつ正確な採択をし、需要数を報告していく、そういったシステムの中で、現在、指導、助言、援助等を行っているというふうに考えられます。

他に、全体的なことでも結構です。ご質問、ご意見等があればお願いいたします。吉田委員お願いします。

吉田委員 確認させてください。本請願全体としての請願の趣旨は、市町村教育委員会が教科書について十分な調査研究を行うことが必要であるということだと思います。私自身もそのとおりだと感じていますが、事務局としてはどのような見解なのでしょう。

子ども教育支援課長 各市町村教育委員会が採択権者として、教科書の十分な調査研究を行うことは大切であると考えています。引き続き、より充実した調査研究が行えるよう、県教育委員会として取り組んでいく所存です。

教育長 よろしいですか。他にご質問、ご意見等はいかがでしょう。

笠原委員 今回の市町村教育委員会の調査研究に関しては、実質的には、国からの見本本が到着する5月ぐらいからスタートすると認識しているのですが、これまでの説明と合わせて考えていくと、現状では、調査研究期間の更なる確保というのはなかなか難しいという感覚もあるのですが、その辺り事務局はどのようにお考えでしょうか。

子ども教育支援課長 委員お話のとおり、調査研究の期間については、国の現行の仕組みでは、見本本が到着する5月ごろから、8月中旬の県への需要数報告期限までの間に行っていたくほかないと考えております。

教育長 笠原委員、教科書関係はよくご存知だと思います。

笠原委員 国の方も、この見本本の送付に関してはこれまでも見直しをして、できるだけ早く採択地区に届くようにと努力されているのですが、現実的には5月辺りというところなので、なかなか難しいかなと思います。

教育長 他に、ご意見、ご質問はいかがでしょう。河野委員よろしいですか。他にご質問等がなければ、これまでの審議、項目ごとのところで、少し私も発言をさせていただいておりますが、採決を行いたいと思います。

提案をさせていただきます。請願第5号につきまして、教科書採択に当たって、市町村教育委員会が、教科書について十分な調査研究を行う必要があるという請願の趣旨は、県教育委員会の考え方と同じです。しかしながら、最初に需要数報告等の期限ですが、各市町村から県への需要数報告期限を、請願にある9月1日以降の日とした場合、現状9月16日とされている文部科学省への需要数報告期限までのおよそ2週間程度で、遺漏なく需要数の確認及び集計作業を行うことは、現行のシステム上極めて困難であること。また項目(2)となりますが、県の教科書採択方針の決定日を早めるた

めには、教育委員会会議の開催日の前倒しなど、教科用図書選定審議会からの答申後、速やかに教育委員会を開催し、審議、決定することが考えられますが、他議案の審議日程等も考慮する必要があるため、開催日の調整が可能かどうかについては、引き続き対応を検討する必要があること。さらに、これまで市町村教育委員会の採択権者に対して、法令や通知等にとり、採択が適正に行われるように、指導、助言、援助を行ってきている。これを充実するための方法として期間の延長となると、これまでの議論のとおり課題があるということ。これらを考慮すると、請願事項を新たに実施するためには、解決すべき課題や検討すべき事項などが残されておりますので、現状において、本請願は不採択とせざるを得ないと考えております。県教育委員会の請願に対して、採択、不採択、継続以外の判断基準というのを持ち得ておりませんので、本請願は不採択とせざるを得ないと考えますが、委員の皆様、いかがでしょうか。ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 それではご異議がないものと認め、請願第5号については不採択と決しました。事務局にあっては、本請願の結果及び理由について、文言を整理した上で請願者に通知してください。また、その際に、本請願全体の趣旨を踏まえ、県教育委員会として、国に需要数報告期限の見直しやシステムの改善を具体的に要望していくことや、教育委員会会議の開催日程、これは教育委員会として検討できますのでその検討、さらには、市町村教育委員会に対しての指導、助言、援助等については、引き続き適正に行っていくということを請願者にお伝えいただきたいと思います。請願につきましては以上でございますが、特にご発言はよろしいでしょうか。

それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは、次に進行の関係から、協議・報告事項の報告1に移りたいと思います。

報告1 **新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について**
説明者 市川企画調整担当課長

企画調整担当課長 赤色のインデックス、報告1をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。

この報告資料は、これまでの主な県教育委員会の対応について取りまとめたものですが、今回は12月21日の教育委員会12月定例会以降の対応について、ご報告させていただきます。

21ページ、「ス」をご覧ください。県立学校及び市町村立学校の対応についてです。令和4年1月6日に、県内で新しい変異株であるオミクロン株の市中感染が認められ、これまでにない急激な感染拡大が危惧されるなど、本県の感染状況について予断

を許さない状況となっていることから、各学校における冬季休業明けの教育活動の実施に当たっては、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、全職員の共通理解のもと、これまで以上に緊張感を持って、感染防止対策を引き続き徹底し、生徒一人ひとりに対してきめ細かな指導の徹底を図るよう、県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼しました。

「セ」をご覧ください。1月19日に、1月21日から2月13日まで、特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染力が強いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、同日に「令和4年1月21日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応を取るよう依頼しました。22ページをご覧ください。＜高等学校、中等教育学校＞については、当面の間は、朝の時差通学を徹底します。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定します。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とします。＜特別支援学校＞については、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底します。

【県立学校における児童・生徒への対応】についてです。「(ア) 基本的な対応について」は、児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部又は全部を臨時休業とするなど、資料記載のとおりです。「(イ) 学習活動について」は、感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続します。

「(ウ) 部活動について」は、万全な感染防止対策を講じた上で活動し、感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとします。活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみ、練習試合や合同練習は行わないこととします。活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とします。大会等への参加については、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定することとします。23ページをご覧ください。合宿及び県外遠征については、中止とします。大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認めることとします。「(エ) 修学旅行等について」は、延期又は中止とします。宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とします。

「(オ) 卒業式について」は、まん延防止等重点措置期間外ではありますが、保護者の関心が高く、重要な行事であることから記載しており、感染防止対策を徹底して実施します。実施に当たっては、式場における座席の間隔は可能な限り広くとること、式への参加者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参加も可とすることとします。

「ソ」をご覧ください。1月19日に、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、令和4年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された受検者の受検機会の更なる確

保を図るため、以下のとおり対応することとしました。共通選抜においては、2月21日に予定していた追検査の日程を、学力検査日である2月15日から10日後の2月25日に変更します。また、2月22日及び2月24日に予定していた一般募集クリエイティブスクール、連携型中高一貫教育校連携募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の追検査も2月25日に変更します。定通分割選抜において、3月11日の定通分割選抜を受検できなかった受検者を対象として、3月25日に定通分割選抜の追加の検査を実施します。

25ページ、「シ」をご覧ください。県立社会教育施設の対応についてです。令和4年1月6日に、県内で新しい変異株であるオミクロン株の市中感染が認められ、これまでにない急激な感染拡大が危惧されるなど、本県の感染状況について予断を許さない状況となっていることから、施設の運営にあたっては、これまで以上に、基本的な感染防止対策を徹底し、対応することとしました。

26ページ、「ス」をご覧ください。1月19日に、1月21日から2月13日まで、特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の対応として、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとしました。博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とします。図書館は、通常どおり開館し、一定の人数を超えた場合、入場制限を行います。博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施します。

「5 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していきます。特に、感染力が強いオミクロン株の影響に鑑み、県立学校においては、基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施します。また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営していきます。

27ページをご覧ください。「参考1 県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況」及び34ページの「参考2 県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻等の状況」は、1月20日現在において県教育委員会で把握し、まとめたものです。参考については、後ほどご覧いただければと存じます。

「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いします。吉田委員。

吉田委員 質問というわけではないですが、整理して考えて、非常に徹底されて素晴らしいことだと思います。やはりこういった感染症に関しては、多少臆病者だと思われるぐらいの慎重さで対応する必要があるのだと思います。とは言うものの、二度とない青春時代だものね。何でも駄目、これも駄目、あれも禁止だというのはやはりかわいそうなので、やはり理に適った形での制限というような形を考えていくべきかと思うのです。基本的に私が思うに、あるいは病院協会、医師会なんかの感覚、二つの考え方がある。一つは尾身会長が話したような内容、もう一つは小池都知事などが厳し目に、本当に人流まで抑えるという、そういったものの考え方、二通りあって、やはり慎重

にすべきだと思うので、より慎重寄りの考え方でやっていくべきだとは思いますが、現実的にいろいろ調べてみると、教室からクラスターにはなかなかならない。教室からクラスターは起こらない。つまり、マスクをして静かに授業を受けている状態では、いくらオミクロン株が感染性が高いと言っても、それほど感染は広がらないのだ。ではどうやって広がるのかというと、大声で喋ってボディータック、直接タッチするようなクラブ活動のときというのは、やはりマスクを外して、当然走って呼吸が荒くなって「はあはあはあはあ」言う中では、やはりこれは心配だ。ですから、部活動、合宿したりいろいろな遠征などがある程度抑えてくださいというのは、理に適うことだというふうに思います。それを大人で考えてみると、我々がこうしてマスクをしてきちんとしている中ではそれほど移るものじゃない。やはり飲食だよ。どうしてもお酒を飲んでマスクを外して、テンションが上がって大声を出して、呼吸が荒くなる、呼吸が少し深くなる、そういった状態が一番大変だというのは、そういった大体の概念を持って、やはりいろいろなものを見てやってほしいと思うし、そういった点に関して、今回の決定は非常に素晴らしいと思います。

また一方で、共通選抜、例えば、23ページの下から7、8行目。2月15日にあって、それから10日後、2月25日とかそういった間隔を置くというのは大事なこと。我々が、そういったような形で、「若者は比較的症状が少ないです。場合によっては陽性になるけれど、無症状者も結構いたりもする。でもやはり人に移す可能性があるから慎重にしてくださいよ。特に小さい子ども、お年寄りなどに移る可能性があるから大事にしてくださいよ」というのに当たって、「少し隔離します。場合によっては症状がある人は入院します。ではいつ退院していいの」と言うと、デルタ株のころとまあまあ同じ、あるいはちょっと短くてもいいぐらい。その当時の10日というのは今も生きています。ですから、10日経つと比較的いいという点に関しては、1日決めて、次の試験はいつやるのという、その日に発症した人は10日経てば落ち着いているという点に関して、この10日というのは非常に意味がある数字だと思っているところです。ただ、オミクロン株としてはもう少し短くてもいいのかなという印象はあるのですが、場合によっては6日とか7日ぐらいでもいいかと思うのですが、10日と考えればより安心。そういった日程調整になっている、そのような印象を持っています。

下城委員

他にいかがでしょうか。

では私から。今、吉田委員がまとめていただきましたが、基本的なところを少し確認させてください。28ページの参考資料、令和4年1月の高等学校、中等教育学校、特別支援学校、合わせて513人。これは、前月12月が5人でしたから、やはり急増している。ただ、第5波と言われた8月は1,141人でしたから、それと比べると513人という数字は、まだまだ予断を許さないかと思えます。それから市町村立学校、32ページで、こちら1月が462人。これは、8月は3,396人まで数字がいつてしまいましたので、比べるとまだかなり少ない。この数字は、少しタイムラグがあるということなのではないでしょうか。ご説明いただけますでしょうか。

支援部長

市町村立の表に載っている数値、本日の資料については、1月20日現在となっているのですが、1月20日時点で県教育委員会の方で把握している数値ですので、市町村

立の学校の数値については、タイムラグがあります。

下城委員 巷間、全国はもう最多を連日更新しているという状況の中で、今、8月と比較したときにはまだ比較的数値が小さい。特に高等学校ですね。吉田委員がおっしゃったように、学校ではそんなにクラスターには実はなっていないのかもしれないという。ですから、この数値がお正月明けにばっと出てしまった数値。それから、学校が始まってそろそろ1週間以上経っていると思いますが、その中で広がったのかという、その違いですね。できれば、お正月で移動が多かったということで、お正月明けには出てしまったってこれは仕方がないのですが、学校ではなるべく抑えて抑えて抑えて、これ以上広がらないようにということを目指したいと思います。「これ以上ない緊張感を持って」と最初の報告の中でもありましたので、まだまん延防止等重点措置期間の段階だと思いますが、入学者選抜とか各種行事も学校ではこれから続きますので、これ以上ない緊張感、最大限の緊張感で、学校の中では臨んでいただければというふうに思うところです。

吉田委員 もう一言いいですか。オミクロン株は、本当に重症化は少ないです。その当時、第5波までがデルタ株として、死亡率が5.4%ぐらいあった。すなわち、100人雇ったら5人ぐらいは亡くなっていたというようなイメージ。もっと俗世間的に言うと、非常にタフな千葉真一とかね、ああいうガッツな本当にそういった人たちが、「え、その人が」と思う人たちが雇って亡くなったという状態。今は0.03%。1万人のうちに3人ぐらいしかいない。「しか」と言ったら語弊があるかと思うのですが、それぐらい低いのだ。だから、重症化的には非常にいいけれど、やはりNの数、全体の数が多ければ、1万人の中の3人だって、どんどん増えていくということは慎重にしなければいけない。検査器具はもう足りなくなってきた。抗原検査をやれなくなった。PCRだって日にちが非常にかかるようになったということで、我々は「臨床症状だけでも陽性だというふうに診断していいですよ」というぐらいのことを言われている。それすなわち、目の前にいる人はPCRプラスだと思いなさいということ。そう思ってマスクから、あるいは日常の生活等々に関して慎重にしてくださいよという感覚で生活をしてくださいよという形かと思います。そうしていれば、近い将来、以前と比べて、中和抗体だったり飲み薬だったりいろいろ出てきている。いろいろな対応がどんどんできつつあるので、もうしばらくの辛抱かと思しますので、皆で乗り越えるべく頑張っていきましょう。

下城委員 他にいかがでしょうか。教育長。

教育長 今回の県コロナ対策本部会議で、こういう形での方針を出させていただくに当たって、事前に委員の皆様方にもご相談させていただきまして、ありがとうございます。オミクロン株ということで、国や専門家会議等々で、様々な意見等々が今出ていると。そうした中で、私どもとしては、吉田委員のお話があったように、学校における部活動の部分、やはりここに注意を払っていかなければいけないのかなど。ただ、一方で全面禁止ということではなくて、でき得る、リスクが少ない、でも部活動としての意義をまっとうしていく、そういった方法をやはり考えていく、そういった時期

であるのは事実なのだろうなど。そこに注力していく必要があるし、また、感染経路別というのを文部科学省が全国的にまとめておりますが、やはり学校内感染というのは少ない、それは事実だろうと思っています。ただそういう中で、子どもたちの安全・安心と学びを保障していく。それから、入学者選抜や何かの学校教育制度の根幹に関わる部分、これについては、様々な工夫をしながら実施していく。やはりそのことを基本において、事務局等々も対応してきておりますので、引き続き、状況に合わせた対応を図っていきたいと思っていますので、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

吉田委員

もう一言だけ。何でもこういったネガティブなことが起こったとき、どうこれをポジティブに還元していくか。こうやったからこそいろんなことができる、ああいうような工夫もできるということを十分考えていってほしいというふうに思っているところです。

もう一つ、全国学力テストというのがあるではないですか。毎年毎年、神奈川県が何番だとかいろいろな形で報告されているかと思うのですが、これを少なくともプロスペクティブスタディとして、実際このコロナで感染する以前のころの成績と、こうなって、結果的に通学をできなくても自宅でやった、パソコンを相手にこうやった、デジタルでやった、そうやったらその部分の成績が、ここ5年あるいは10年ぐらいいかけてどう変わってきたのかというのは、私は非常に興味のあるところかと思えます。というのは、一時期、大学、医学部とか何とかいろいろなことをやっていて、ああいうデジタルで見ると見直しがきくじゃないですか。何となく授業出ているとそれっきりで、後でノート借りるとかいろいろなことがあったのですが、ああいう形での画像で見ていると、少し分からなかったところをもう1回見られるというメリットもあった。そうすると、優秀な生徒はより頑張って優秀だし、雑だとそうだった。その開きが随分出たというデータ等も報告があったり、見た。そういうところを全体をおしなべて見て、こういった形になったらプラスなのかマイナスなのか変わらなかったのか、実に私はこれから検証していくべき、これからの教育のあり方というものを考えていくべきところだと思うので、是非その辺のことも踏まえたプランニングを立ててほしいというふうに思っています。

下城委員

他によろしいでしょうか。河野委員いかがですか。

河野委員

民間の視点になってしまうのですが、民間では元より防災時にリスク対策の一つとして、最近テレビで言われているBCPというのがありました。ビジネス・コンティニュイティー・プランと言って、持続的にというか、継続して経営ができるような対策ということで、今、改めて必要だと言われているのですが、あれを見るたびに、例えば学校で教職員が雇ってしまって、多くの先生たちが雇ったり濃厚接触者になって、学校として経営が難しくなるような状態、今のところないかとは思いますが、そういうときの相互支援とか、教育委員会からのとか何かその辺りというのも、一つ考えてみる必要があるのではないかと思うのですが、これは感想程度なのですが、何かもしそういうようなことで思われていることがあったら教えていただきたいと思えます。感想です。

教育局長 幸い、今現在のところは、校内でのやりくりで対応できる部分ですが、河野委員おっしゃったとおり、BCPの観点から今、教育局内の教員籍の教科別の職員数、それから総合教育センターでの同様の教員籍の職員、さらには教育事務所の職員、教科別、それから学校種別の職員をリストアップしております、もし学校の中で厳しくなった場合について、いつでも派遣できるようにといったような体制を整えているところではあります。

河野委員 伺って大変安心しましたし、まさに教育委員会のBCPなのだと思いました。引き続きよろしく願いいたします。

下城委員 他にいかがでしょう。佐藤委員。

佐藤委員 先ほど吉田委員がおっしゃっていた、今回のコロナ禍が教育の成果に与える結果の検証というのは、非常に大事なことでと考えております。仄聞（そくぶん）するところによりますと、保護者の方の学歴、地域、資力によって、子どもの勉強時間に違いが出てくるというような話を聞きます。公立の学校としては、このコロナ禍によってネガティブな影響を受ける子どもを中心に考えていくべきではないかと思っております。

下城委員 笠原委員。

笠原委員 それに関連して、別の調査によると、保護者の不安感が高まることによって、子どもの不安感が高まってくるという相乗効果があるというところで、今、佐藤委員がおっしゃったように、特に小学生よりも中高生の方がその度合いが高い。そして、継続するという調査結果が出ているのです。そういうことを考えると、一面的に物事を捉えるのではなくて、やはりその子どもが育つ環境というか、親の高学歴云々だけではなくて、様々な状況の中で今子どもたちが置かれているということ、いろいろなデータがそれぞれの角度から分析しているので、そういう情報も収集しながら、多面的に現状を捉えて、例えば学校の教育の部分だったら何ができるか、福祉の部分だったら何ができるかというところで、包括的に支援をしていくことを、常に連携していただいで対応することが大事なのかなと思っております。

下城委員 よろしいですか。それでは、他にご質問がないようでしたら報告1をここまでとさせていただきます。

では、次に進行の関係から、日程第2の報第13号に移ります。

報第13号

令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱の一部改定について

説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 それではインデックス、報第13号をお開きください。「令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱の一部改定について」ご報告させていただきます。このことにつきまして、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、令和3年4月27日開催の教育委員会4月臨時会に付議させていただいた、令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱の一部を改定しましたので、同条第3項の規定によりご報告させていただくものです。

1枚おめくりいただき、内容についてですが、先ほど新型コロナウイルス感染症に関する報告の中でも触れたとおり、令和4年度神奈川県立高等学校入学者選抜における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応として、2点日程の変更をさせていただきます。まず1点目ですが、入学者選抜（共通選抜）における追検査の日程を変更させていただきました。令和4年度入学者選抜の共通選抜、2月15日に実施しますが、その共通選抜において、2月21日、5日後に予定していた追検査の日程を、学力検査日から10日後の2月25日に変更したものです。この変更は、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された受検者の受検機会をしっかりと確保したいという趣旨から、変更させていただきました。10日後への変更については、先ほど吉田委員からもコメントをいただきましたが、概ね10日を経過すれば、受検日に感染又は濃厚接触となっていた受検者も受検できる可能性が高くなるといった趣旨から、10日後に変更させていただいたものです。併せて、2月22日及び24日に予定している一般募集クリエイティブスクール、連携型中高一貫教育校連携募集（県立愛川）及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の追検査についても、同様に2月25日に変更しました。

2点目です。「入学者選抜（定通分割選抜）における追加の検査の実施について」です。こちらは、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定され、定通分割選抜の3月11日（金曜日）が受検できなかった受検者を対象として、3月25日（金曜日）に定通分割選抜の追加の検査を実施するものです。当初の日程においては、定通分割選抜においては、追加の検査の設定はありませんでしたが、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者の受検機会の確保という視点から、新たに設定させていただいたものです。変更点については、以上2点となります。

今後、入学者選抜については、引き続き緊張感を持ってしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、質問がないようでしたら、報第13号はここまでとさせていただきたいと思えます。

それでは、進行の関係から協議・報告事項の報告2に移りたいと思えます。

報告 2

「県立高校改革実施計画」の見直しと新型コロナウイルス感染症の拡大ともなう社会の変化に対応した高校教育を求める要請書について 説明者 千葉県立高校改革担当課長

県立高校改革担当課長 赤のインデックスの報告2をご覧ください。かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会という団体から教育長あての要請書が提出されましたので、ご報告いたします。

1ページをご覧ください。「県立高校改革実施計画」の見直しと新型コロナウイルス感染症の拡大ともなう社会の変化に対応した高校教育を求める要請書」です。提出者ですが、かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会です。

おめくりいただき、2ページをご覧ください。要請の内容ですが、ページの下の方の要請項目にあるとおり、「1. 全日制高校および定時制高校の統廃合を行わないこと。」「2. 高校での35人学級に取りかかり、20人学級実現に向けて、少人数教育の段階的实施計画を策定すること（全県一律にこだわらず、可能な高校から取り組みを始めること）。」「3. 全日制高校進学率93.5%以上を早急に実現すること。」

「4. 高校教育の完全無償化を実現すること」というものです。

また、要請に対しては、話し合いの場を希望されております。本件については、これまでの教育委員会での議論や考え方を踏まえた上で、関係部署で対応してまいりたいと考えております。説明の方は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

教育長 1点だけ確認させてください。4ページの入試の倍率や定員割れ学科のある全日制高校、見方の確認だけなのですが、定員割れ学科のある全日制高校というのは、例えば、1位、高知の97%というのは、高知の県立高校の97%が定員を割れていますというふうに見るのですか。

県立高校改革担当課長 資料によりますと、学科単位で割れているところ、割れていないところで、パーセンテージで表すと97%ということですので、そういった状況であると承知しております。

教育長 分かりました。

下城委員 他にいかがでしょうか。

では私の方から少しだけ。2ページの要請項目を見ますと4点に分かれていて、それぞれについて、事務局の方の各部署で対応していきますという説明だったかと思えます。それぞれ議論をこれまでも重ねてきたところだと思います。例えば「3. 全日制高校進学率93.5%以上を早急に実現すること。」も年末にかけて議論してきていると思います。ですから、今後事務局の方で、そういう各項目についてしかるべく検討の上、対応していただくという理解で我々はよろしいでしょうか。

県立高校改革担当課長 先ほどお答えいたしましたとおり、これまでの教育委員会での議論を踏まえて、要請者側には回答の方を差し上げたいと考えております。

下城委員 よろしくお願ひいたします。
それでは、質問がないようでしたら、報告2を終わりにして、次に報告3に移りたいと思います。

報告3 「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」の 神奈川県の結果について

説明者 富澤保健体育課長

保健体育課長 報告3をお開きください。まず「1 調査の概要」についてです。「(1) 目的」ですが、子どもの体力・運動能力、運動習慣等の状況把握及び課題解決に向けた取組に役立てるための資料とすることを目的としています。次に「(2) 調査実施期間」、「(3) 調査対象」、「(4) 本県（政令市含む）と全国の対象校数及び児童生徒数」は、資料記載のとおりです。

2ページをお開きください。「2 実技に関する調査結果」についてです。

「(1) 本県（政令市含む）と全国の比較」を表で記載しましたのでご覧ください。表の左側に、小学5年生、右側に中学2年生を、種目ごとに男女別に記載しております。表の一番下の「体力合計点」の行をご覧ください。本県の体力合計点の結果は、いずれも全国平均を下回っている状況です。なお、表の網掛けの部分は、全国の平均値を上回った数値を示しており、今年度は小学5年生の男女において、握力と長座体前屈が全国平均を上回りました。次に「(2) 本県（政令市含む）の体力合計点の推移」について、グラフをご覧ください。このグラフは、調査を開始した平成20年度からの経年変化を示しており、近年、横ばい若しくは向上傾向にあった数字が、今年度は大きく低下する結果となりました。3ページをお開きください。「(3) 県域（政令市除く）と全国の比較」ですが、平成29年度から、スポーツ庁が政令指定都市の調査結果を個別に公表していることから、政令市を除く県域の結果を表にまとめております。網掛けの部分ですが、今年度は、小学5年生男子の握力、上体起こし、長座体前屈、50m走、そして小学5年生女子の握力、長座体前屈、さらに中学2年生男子の50m走で、全国平均値を上回りました。続いて「(4) 県域（政令市除く）の体力合計点の推移」についてグラフをご覧ください。このグラフは、平成29年度からの経年変化を示しており、令和2年度は調査が中止となりましたので、前回調査は令和元年度となっておりますが、その結果に比べ、今年度は小学5年生及び中学2年生どちらも低下する結果となりました。

4ページをお開きください。最後に「3 意識に関する調査結果」についてです。表の網掛けの部分は、全国の平均値を上回った数値となっております。「(1) 運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツが「好き・やや好き」と回答した児童生徒の割合」は、小学5年生において、本県（政令市含む）及び県域（政令市除く）で全国

平均を上回りました。「(2) 運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツは「大切・やや大切」と回答した児童生徒の割合」も、小学5年生において、本県(政令市含む)及び県域(政令市除く)で全国平均を上回りました。「(3) 体育・保健体育の授業が「楽しい・やや楽しい」と回答した児童生徒の割合」は、本県(政令市含む)の小学5年生男子と県域(政令市除く)の小学5年生、さらに県域(政令市除く)の中学2年生の男子で、全国平均を上回りました。

最後に5ページをお開きください。参考として、小学5年、中学2年、男女別に、県全体、県域、全国の体力合計点の推移をグラフで示しました。ご覧いただいておりますように、全国的に体力合計点が低下している状況でございます。

「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)」の神奈川県の結果について」の報告は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いします。吉田委員。

吉田委員 網掛けの部分があって、0.1低いか高いかという、統計学有意差か何かで、そうやって見るとそれほどの差はないかと思うのですが、いずれにしても神奈川県は低めなのだということ、結果は分かりました。では、これからどうするという予定なのか。

保健体育課長 今後、学校の中での授業においてはもちろんですが、授業以外の時間の使い方についても少し努力していく必要があると思いますので、そういった取組を進めていきたいというふうに、今のところ考えております。

吉田委員 ぜひそういった取組をして、どういうふうに変ったかということが報告できれば、ありがたいなというふうに思います。また、そういうことをしなければ、この統計は何の意味もないと思うので。前具志堅幸司教育委員が悲しんでいるかと思っております。もう一つ、具志堅さんは日本体育大学の学長を終えられて、ボランティアとして近くの小学校とかいろいろなところに行きながら、逆上がりのトレーニングをした、できなかったのがえらくできるようになって、それはものすごく嬉しい表情をした、そういったような形で活動しています。そういったような形も、応援してあげたいなというふうに思っています。

教育長 今の吉田委員のお話で、具志堅委員長がいらしたときから、県の体育の指導主事を学校に派遣して実際に運動を教えるという取組をやってきて、これは今も継続しているのですが、やはりそれによって徐々に、特に中学校2年生のところが上がってきていたのですね。全国的な傾向にキャッチアップできる状態で。今回こういう形で、これはもう全国的な状況だろうと思っておりますが、やはりそういったものを引き続き継続しつつ、保健体育課長がお話したように、いわゆる学校の授業以外のところでの工夫、そういったことでやっていきたいなと思っております。

下城委員 笠原委員。

笠原委員

スポーツ庁が出している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査チェックポイント」というのをホームページ上で確認させていただいて、今回の低下の要因としては運動時間の減少、それから学習以外のスクリーンタイムの増加、あとは肥満である児童生徒の増加、それから先ほど保健体育課長がおっしゃった、体育の授業以外での体力向上の取組が減少した、これはコロナの影響ということがあって、先ほどもお話したように、実は国立教育政策研究所の方で、このコロナ禍において子どもたちの状況がどんなふうに変化しているかというのを、全国的ないろいろな調査の結果をまとめたものの中に、特にこのスクリーンタイムであるとか、運動能力も含めて載っていました。結局、先ほどもお話したように、保護者のメンタルヘルスの低下というのが、子どもの健康状態の低下につながっているという知見がいくつかありました。先ほど保健体育課長がおっしゃった体育の授業以外というところで、特にコロナ禍でも運動をやっている子どもたちというのは、家庭での運動習慣が身に付いていたり、家庭から外に出たスポーツの時間というのがある子どもたちも一方ではいる。そう考えたときに、この結果をぜひPTA協議会等々に共有させていただいて、家庭として、今コロナ禍で難しいけれども、何ができるのか。例えば、本当に簡単なこととして、小さい子どもだったら家の中でできるような一緒に遊ぶとかといったこともあるだろうと思うのですが、子どもたちの健康への意識ということを高めていくという辺りのところも、やはり切り離して考えるのは難しいので、学校関係者だけではなく、積極的に教育委員会から情報を提供させていただいて、いろいろな側面から子どもたちの健康に関わる精神的な状態を高める工夫も必要かと思います。

下城委員

吉田委員。

吉田委員

ステイホームが子どもたちに与える影響、子どもたちだけではなくて大人に対しても。まず大人で、メタボリックシンドロームがものすごく増えています。ものすごくイライラしたり、あるいは必要以上に過干渉になるんだよね。子どもの起きる時間とか寝る時間とか、普段は父親が仕事に行っていて見ないでよかったものを何度か目にすると必要以上にうるさく言って、というようなメンタル部分のところもあるので、やはりみんな共通した形で、その辺のところを配慮するという形が必要なのだろうなと思っています。

河野委員

河野ですがよろしいでしょうか。

下城委員

お願いします。

河野委員

私も感想で、先ほど笠原委員がおっしゃっていたことの続きになってしまうのですが、コロナになってから、例えば大人ですと、通勤がなくなる人たちが若干いたので、非常に危機感があって、毎日歩くとか、地域の人たちがそれにつられて散歩したり、歩いたり、ジョギングをするという姿が、前よりも確実に増えているという状況だと思うのですね。残念ながら、子どもたちは、まだ学校というところに頼りがちだったり、スポーツをしている方はそこに頼りがちだったりすると思うのですが、ここはやはりムーブメントとして、これからの体力づくりということで、地域なのか学校

なのか、保護者のサークルなのか分かりませんが、何かそういうムーブメントとして、皆で体力作りを、逆に、このどん底から逆転するみたいな、そんな感じでプラスに捉えて作っていくということも大切なのかなと感想を持ちました。

下城委員

他によろしいでしょうか。

私からも一言だけ。政令市を含む、含まないという、統計を何年か前から国が分けたというのはその理由があったのだとは思いますが、一つに、やはり都市部の子どもたちが単純に体力が低いというだけではなくて、意識の違いというのが表れているのかなというふうにも考えられるかと思えます。そうだとすると、このグラフを、コロナ禍以降の急減というのを、単に体力の低下だけを見るのではなくて、今まで委員が様々に指摘されたように、これはメンタルの低下というふうに見る方が大事なのではないかと私は思います。なので、これはメンタルの黄色信号若しくは赤信号という認識を持たれて、単純に体力の低下というふうには考えられるだろうか、それで済む問題ではないのではないのかなと思えますので、是非そういうことも念頭にお考えいただければと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にご質問がなければ、ここで議事について教育長にお願いいたします。

教育長

それでは、室内換気のために5分程度休憩といたします。それでは休憩に入ります。

(11時02分休憩に入り、11時09分再開する)

教育長

それでは、教育委員会1月定例会を再開いたします。県教育委員会会議規則第22条の2の規定により、進行を下城委員にお願いします。

下城委員

それでは次に、日程第1の定教第47号議案に移ります。

定教第47号議案

教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則

説明者 田村教職員企画課長

教職員企画課長

青色インデックス、定教第47号議案をお開き願います。教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則につきまして、提案理由にありますように、所要の改正をいたしたく提案するものです。

それでは、説明資料の青色インデックス「定教第47号議案関係」をお開き願います。教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する

規則の概要です。「(1) 改正の趣旨」です。教育委員会11月臨時会で付議しました、職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の改正により、これまで支給の対象外であった県内等にお住まいの方を含め、新たに採用された職員全員を赴任旅費の支給対象とすることに伴い、所要の改正を行うとともに、県財務規則の改正に合わせ、様式の押印欄について、署名又は押印を可とするため、所要の改正を行うものです。「(2) 改正の内容」です。「ア」ですが、条例の改正に伴い、知事部局等の職員を対象とする、職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例施行規則第2条が削除されることとなったため、同条を引用する部分を削除するものです。「イ」ですが、規則で定める各様式の押印欄を署名又は押印をする欄に改めるとともに、署名又は押印すべき者を備考に明記する等の改正を行うものです。「(3) 施行期日」は資料記載のとおりです。

定教第47号議案につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
それではご質問がなければ、採決について教育長にお願いいたします。

教育長

それではただいまの定教第47号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員

異議なし。

教育長

ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
それでは引き続き、下城委員よろしくお願いいたします。

下城委員

では次に、日程第2の報第12号に移ります。

報第12号

令和3年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県立学校の児童・生徒表彰）について

説明者 星管理担当課長

管理担当課長

赤のインデックス、報第12号をお開きください。「令和3年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県立学校の児童・生徒表彰）について」でございます。本件につきましては、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、被表彰者を決定しましたので、同規則第2条第3項及び教育委員会の指示事項の1の(3)の規定に基づき報告するものです。

それでは、表彰の概要についてご説明しますので、赤のインデックス「報第12号関係」をお開き願います。「1 趣旨」ですが、県立学校の児童・生徒の意欲を向上し、本県における学校教育のより一層の充実に資することとしております。「2 開始年度」、「3 対象者」及び「4 表彰候補者の基準」は記載のとおりです。「5

被表彰件数」です。表の一番右に太枠で囲っておりますように、個人30件、団体40件の合計70件を表彰することとしました。「6 審査手続」ですが、各県立学校長からご推薦いただき、記載の手続きを経まして、教育長が被表彰者を決定しました。「7 表彰式」ですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、中止とさせていただきます。

次に、今回の受賞者について簡単にご説明しますので、先ほどご覧いただいた赤のインデックス、報第12号にお戻りいただき、1枚おめくりいただいて、被表彰者一覧をご覧ください。表の左側から学校名、個人団体の別、氏名又は団体名、学年、そして一番右が表彰の対象となった行為や実績等のあらましとなっております。受賞者全てのご紹介は省略させていただきます、個人と団体をそれぞれ1件ずつご紹介いたします。まず個人ですが、被表彰者一覧の6ページをお開きください。上から3番目、平塚盲学校の吉光駿さんです。「視覚に障がいがある人でも障がいがない人と同じように気軽に楽しめる場を作りたい」という思いでテーブルゲーム同好会を立ち上げ、会の中心となり活動しています。また、関東盲学校生徒会連合では、文化祭実行委員長に立候補し、企画や運営に積極的に取り組み、リーダーとして活躍する等、その姿勢は、他の生徒の模範となったものです。また、団体ですが、被表彰者一覧の3ページをお開きください。上から5番目、舞岡高等学校と保土ヶ谷養護学校舞岡分教室の「マイタケプロジェクト（舞岡竹林活用プロジェクト）」です。舞岡高等学校と保土ヶ谷養護学校舞岡分教室は、地域と連携し、学校敷地の約3分の1を占める竹林の利活用を目指して年間を通して活動しております。令和3年4月にタケノコ掘りを実施し、地域の飲食店で食材として活用され、7月には七夕イベントのため、30本以上の竹飾りを作り、11月には地域のイベントに合わせて竹灯籠を作成するなど、コロナ禍においても、地域活性化に大きく貢献したものです。

ただいまご説明した皆さんを含め、先ほども申し上げたとおり、個人30件、団体40件の、合わせて70件の皆さんを表彰いたします。その他の団体又は個人の業績の詳細につきましては、この被表彰者一覧にそれぞれ記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

吉田委員 この表彰をするに当たって、校長がまず推薦するという形で見ると、神奈川工業高等学校というのは14件出ている。それ以外のところには1件などだったりする。そうすると、校長のモチベーションによるところもあるのかなと、ふと思ったり。もちろん、高校の人数などもあるかもしれないですが、この辺のところ、バランス良くやはり推薦してあげないと、校長がその辺のモチベーションがあまりなかったら、その生徒がやはりかわいそう。せっかくなにかをやっていてもそういった形。その辺のバランスを取ってもらえるような工夫をお願いしたいと思います。

管理担当課長 学校行事や部活動が今、制約がある中でも、努力、工夫をしている生徒はたくさんいると思っておりますので、今回も、推薦していただくに当たって、県立学校長会議を通じて私の方から直接、積極的にご推薦いただくように校長にお話させていただきます。

た。神奈川県工業高等学校については、こういった専門学科の特性もあって、特に推薦する生徒が多かったと捉えています。他の学校についても引き続き、推薦を多くいただけるよう呼び掛けていきたいと思っています。

吉田委員 是非よろしくお願ひいたします。教育委員会会議の報告の場で、委員からこういう意見が出たということも、きちんと伝えてほしいと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。

それでは私からも。コロナ禍で表彰式ができないというのは、本当に残念だと思います。先ほど吉田委員からあったように、コロナ禍だからこそできること。もう2年目になるわけですが、ただ生徒たちにとってはもうこの一学年というのは、一生に一度しか経験しないので。そこで、コロナ禍だからできることを頑張った人たちなのだと思います。令和2年度は少し減ったのが、今年度は増えているというのは、声をかけてくださった、その結果だと思いますが、だったらなおのこと、やはり表彰式あるいは発表会ですね。文化祭みたいに何かZoomで企画するとかということにはできないものなのではないでしょうか。いかがですか。

管理担当課長 今回、表彰式については、12月に表彰を決定して、そのときにはやる方向で考えており、年明けまでやるつもりでいましたが、オミクロン株の状況を踏まえて、生徒を集めることは、この時期厳しいだろうという判断で、やむを得ず、今回は表彰式については中止とさせていただきました。

発表の場ということですが、かなり内容が多岐にわたっています。部活動の部分もありますし、今回、人助けをしたというところもありますし、なかなか一律に何かこういう形式を統一してやるというところは、難しいのかなと思っています。ただ、こういった表彰の一覧については、ホームページにも公開して、広く見ていただきたいということでやっています。

教育局長 こういった状況ですので、表彰式自体は難しいですが、各校長には、自校の生徒に対して表彰状を渡す際に、その趣旨、それから今、委員の皆様からいただいたお言葉等々も含めて、全校の生徒にも紹介するような形で工夫をお願いしたいと思っています。また、先ほど吉田委員からいただいた意見については、しっかりと各校長に伝えるようにさせていただきたいと思っています。

吉田委員 こういった表彰をされる生徒は必ずしも成績優秀とは限らない。必ずしもそうではなく、多少の劣等感なり、多少自信をなくしている子どもが、こういったことをきっかけにすごく伸びることというのは結構あるということ、カウンセリングの中で経験しています。ですから、これからこういったことをきちんと褒めて「すごいぞ」というような形で表彰してあげてほしい。そういうふうに思っていますので、是非、頭の隅に。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ、報第12号はここまでいたします。

では、次に協議・報告事項の報告4に移りたいと思います。

報告4

「県教育委員会の会議についてインターネット中継と録画の閲覧を要望 します」について

説明者 星管理担当課長

管理担当課長 赤のインデックス、報告4をお開きください。報告4「県教育委員会の会議についてインターネット中継と録画の閲覧を要望します」という教育長あての要望書が届きましたので、ご報告いたします。

要望された方は、県公立高校生徒の保護者、広越由美子氏です。要望の趣旨ですが、資料中段の2行目、コロナ禍であることや多くの人に県の教育を知ってもらう手段として県教育委員会会議のインターネット中継と録画の閲覧の検討を求めるというものです。新型コロナウイルス感染症への対応として、神奈川県教育委員会では、昨年度、オンライン会議システム等を活用した教育委員会の会議を開催できるよう、県教育委員会会議規則を改正し、審議環境を整えてまいりました。オンライン会議システム等の映像と音声について、会議と同時にインターネット上で配信することは、文部科学省の令和2年7月28日付け通知においても、会議の公開方法として認められているものです。県教育委員会としては、県教育委員会の会議の審議環境や運営の状況等を踏まえ、今後、公開方法について様々な検討を行っていきたいと考えております。本件については、要望者から回答を求められておりますので、事務局から回答してまいります。報告は以上です。

下城委員 質問がありましたらお願いします。よろしいですか。それでは、他にご質問がなければ、報告4については以上とさせていただきますと思います。

では、日程第1の定教第48号議案及び定教第49号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教職員人事課長を指定いたします。

(11時28分非公開の会議に入り、12時15分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和4年1月25日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第48号議案

- ・ 管理担当課長からの説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第49号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第50号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

日程第2

報第11号

- ・ 管理担当課長から報告の後、質疑を行った。